

訪問鍼灸マッサージの施術費用について

✿ 施術費用の算出方法

訪問鍼灸マッサージの療養費は、下記の5項目の合計金額です。

(ア) マッサージ・・・1局所につき 275 円

体幹	右上肢	左上肢	右下肢	左下肢
275 円	275 円	275 円	275 円	275 円

(イ) 変形徒手矯正術（運動療法）・・・1局所につき 565 円

右上肢	左上肢	右下肢	左下肢
565 円	565 円	565 円	565 円

(ウ) 鍼灸

鍼または灸	鍼・灸併用
1,270 円	1,510 円

(エ) 鍼灸初診料

鍼または灸	鍼・灸併用
1,610 円	1,660 円

※鍼灸の場合、初回に限り初診料が追加でかかります。

(オ) 往療料（交通費）

当院から、保険証記載の住所までの直線距離で変動いたします。

～2 k m	～4 k m	～6 k m	6 k m超
1,800 円	2,600 円	3,400 円	4,200 円

※1 回あたりの施術費用例

① マッサージのみの例

脳梗塞後遺症（右方麻痺）により体動困難な患者様に対して、全身のマッサージと四肢に運動療法（変形徒手矯正術）を行った場合（往療距離は2 km圏内）

（ア） 275 円 × 1 = 275 円（体幹）

（イ） 565 円 × 4 = 2260 円（右上肢・左上肢・右下肢・左下肢）

（ウ） なし

（エ） なし

（オ） 1,800 円

（ア） + （イ） + （ウ） + （エ） + （オ） = 4,335 円

<自己負担分>

1 割負担の場合・・・434 円

3 割負担の場合・・・1,301 円

② 鍼のみの例

パーキンソン病により通院困難な患者様に対して、鍼を行った場合（往療距離は2 km圏内）

（ア） なし

（イ） なし

（ウ） 1,270 円

（エ） 1,610 円（初回のみ）

（オ） 1,800 円

初回・・・（ア） + （イ） + （ウ） + （エ） + （オ） = 4,680 円

2 回目以降・・・（ア） + （イ） + （ウ） + （オ） = 3,070 円

<自己負担分>

1 割負担の場合・・・468 円（初回）、307 円（2 回目以降）

3 割負担の場合・・・1,404 円（初回）、921 円（2 回目以降）

③鍼とマッサージ併用の例

リウマチにより通院困難な患者様に対して、鍼とマッサージを行った場合（往療距離は4 km圏内）

(ア) 275 円 × 1 = 275 円（体幹）

(イ) 565 円 × 4 = 2260 円（右上肢・左上肢・右下肢・左下肢）

(ウ) 1,270 円

(エ) 1,610 円（初回のみ）

(オ) 2,600 円

初回・・・(ア) + (イ) + (ウ) + (エ) + (オ) = 8,015 円

2 回目以降・・・(ア) + (イ) + (ウ) + (オ) = 6,405 円

<自己負担分>

1 割負担の場合・・・802 円（初回）、641 円（2 回目以降）

3 割負担の場合・・・2,405 円（初回）、1,922 円（2 回目以降）

✿健康保険証別の施術費用一覧

保険の種類	負担割合
「後期高齢者」の受給者証をお持ちの方	1 割負担の場合・・・208 円～991 円 3 割負担の場合・・・815 円～2972 円
「マル障」の受給者証をお持ちの方	負担金なし ※条件によっては、一割のご負担金が発生する場合があります。
「国保・社保・共済組合・その他」 の受給証をお持ちの方	1 割負担の場合・・・208 円～991 円 3 割負担の場合・・・815 円～2972 円
「生活保護」を受けられている方	負担金なし

※お支払い方法について

訪問鍼灸マッサージにかかった費用は、保険者（市区町村行政機関や保険組合等）からその費用が支払われるという「償還払い」という制度で、一般の病院で受ける保険治療とは少し違いますが健康保険法に基づいた治療ということでは同じです。

「償還払い」は患者様が施術費用を当院に一旦全額支払った上で、患者様自身が保険者（市区町村行政機関や保険組合等）に医療費を請求し、現金で医療費が還付されるような仕組みになっています。

療養費は、患者様が当院に施術費を支払った後に、患者様が保険者（市区町村行政機関や保険組合等）に請求しなければなりません。複雑な療養費の請求に慣れていない方や自力歩行の困難な方にとっては大変な労力が必要となってしまいます。

そこで、患者様のご希望により、当院が患者様に代わって保険請求業務を請け負うことも可能です。

療養費請求において代理受領をする場合は、患者様に代わって当院が療養費を受領するということになります。

つまり、一般の病院と同じように、自己負担分だけを当院にお支払いしていただく形になります。

※ただし、保険者（市区町村行政機関や保険組合等）によっては、代理受領を認めていないところもあります。その場合は、償還払いの手続きを取っていただきます。